

8

- (一) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (二) 遊漁の時間は日の出から日没までとする。
- (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
- (四) 漁場監視員に関する事項

7

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁の時間は日の出から日没までとする。

6

- (一) 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(2)

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

(二) 納付の方法

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	1000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	500円

(1) 岩木川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用し遊漁する場合

あらかじめ岩木川漁業協同組合事務所（中津軽郡岩木町大字鳥井野字宮本三番地一）又は組合が指定する弘前市内釣具店に納付すること。

ただし、手釣り、竿釣り、持網、四ツ手網又はたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 遊漁する場合

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

あゆ、こい、ふな、うぐい	投網	四ツ手網、たも網、かわやつめ	筒、かぎがけ
一年	一日	一年	一年
700円	150円	400円	400円

9

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十三 1 漁業権者の名称及び住所

平川内水面漁業協同組合 南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原六四番地二

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣り、竿釣り、投網、たも網又は四ツ手網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内

でなければならない。

たも網

漁具、漁法

規 模

遊漁期間

漁具、漁法	規 模
たも網	口径一メートル未満のもの

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
こい、ふな、うぐい、かじか	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
平川統合第一頭首工（南津軽郡大鰐町地内）上下流一〇〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで

〔平川統合第二頭首工（弘前市堀越地内）  
 上下流一〇〇メートルの区域〕

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな、こい	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料	
			一日	一年
あゆ、こい、ふな、やまめ、いわな、うぐい、かじか	手釣、竿釣	一日	四〇〇円	三〇〇〇円
			一年	三〇〇〇円
	投網、たも網、四ツ手網	一日	一〇〇〇円	一〇〇〇〇円
			一年	五〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し、て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
		竿釣り	五〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	五〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 平川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用し、て遊漁する場合

- あらかじめ平川内水面漁業協同組合事務所（南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原六四番地二）、
- 碓ヶ関支部（南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字鯨森四四番地二）、
- 大鰐支部（南津軽郡大鰐町字大鰐一〇〇番地一）、
- 石川支部（弘前市大字石川字大仏下三番地二）、
- 堀越支部（弘前市大字川合字下川原七四番地六）、
- 新里支部（弘前市大字福村字福富三〇番地五）、
- 大袋支部（南津軽郡尾上町大字日沼字高田一三九番地）

藤崎支部（南津軽郡藤崎町大字藤崎字若前五番地）又は弘前支部（弘前市大字門外四丁目三番地一一）に納付すること。ただし、手釣、竿釣、投網、たも網又は四ツ手網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し、て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。
- (三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日

平成十五年九月一日

十四 1 漁業権者の名称及び住所

- 1 浅瀬石川漁業協同組合 黒石市大字石名坂字石法師三八番地四
- 2 認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第十六号
- 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

- 手釣、竿釣又は持網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。
- (二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から十月三十一日まで
やまめ、いわな、にじます	四月一日から九月三十日まで
こい、ふな	八月一日から翌年五月三十一日まで
うぐい	四月一日から十二月三十一日まで
かじか	五月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
葛川堰堤上流一〇〇メートル下流二〇〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
温湯頭首工上流一〇〇メートル下流二〇〇メートルの区域	
第一頭首工上流一〇〇メートル下流二〇〇メートルの区域	
第二頭首工上流一〇〇メートル下流二〇〇メートルの区域	
田山堰頭首工上流五〇メートル下流一〇〇メートルの区域	
浅瀬石川ダム上流三〇〇メートル下流二〇〇メートルの区域	
二庄内ダム堤体上流六〇〇メートル下流五三〇メートルの区域	
青荷頭首工上流六〇メートル下流五〇メートルの区域	

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
かじか	五センチメートル
あゆ、こい、ふな、うぐい	一〇センチメートル
やまめ、いわな、にじます	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 浅瀬石川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、いわな、やまめ、にじます	手釣、竿釣	一日	四〇〇円
こい、ふな、うぐい、かじか	手釣、竿釣、持網	一年	三〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 浅瀬石川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ浅瀬石川漁業協同組合事務所(黒石市大字石名坂字石法師三八番地四)に納付すること。ただし、手釣、竿釣又は持網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、川底を撓はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十五 1 漁業権者の名称及び住所

旧十川漁業協同組合 五所川原市字一ツ谷一三二番地一一

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十七号

4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又は四ツ手網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。  
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規 模
四ツ手網	四ツ手網面積一・八平方メートル以下

(二) 遊漁期間  
 次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 旧十川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間	遊 漁 料
		手釣、竿釣	一年
こい		一日	五〇〇円

四ツ手網

一日	一、〇〇〇円
一年	五、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学、中学、高校生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一、〇〇〇円
		竿釣り	
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	
		竿釣り	五、〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 旧十川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ旧十川漁業協同組合事務所(五所川原市字一ツ谷五四五番地一一)に納付すること。ただし、手釣、竿釣又は四ツ手網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

6 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

7 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項  
 (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十六 1 漁業権者の名称及び住所

藤枝内水面漁業協同組合 北津軽郡金木町大字藤枝字三春九三二番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十八号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
こい、ふな	四月一日から十月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	二〇センチメートル
ふな	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

藤枝内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		こい、ふな	竿釣	
		一年	一日	三〇〇円 四〇円

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	

全魚種

ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	一〇〇〇円
やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 藤枝内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ藤枝内水面漁業協同組合事務所(北津軽郡金木町大字藤枝字三春九三二番地)又は

芦野公園ボート券売場(北津軽郡金木町大字金木字芦野八四番地一七〇)に納付すること。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与したり譲渡してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十七 1 漁業権者の名称及び住所

- 2 長富内水面漁業協同組合 五所川原市大字長富字鑑石一七五番地  
認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第十九号
- 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。  
次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規 模
竿釣	一人竿二本以内、竿一本につき針三本以内

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな	八センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

長富内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	一年	
こい、ふな	竿釣	三〇〇円	三〇〇〇円	

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学、中学、高校生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 長富内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ長富内水面漁業協同組合事務所(五所川原市大字長富字鑑石一七五番地)に納付すること。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇〇円
-----	---------------------------------------	------------	-------

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。  
(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。  
(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。  
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。  
(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十八 1 漁業権者の名称及び住所

- 2 認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第二十一号
- 4 遊漁についての制限の範囲